

氏名

点数 点/100点

各論演習 20-1

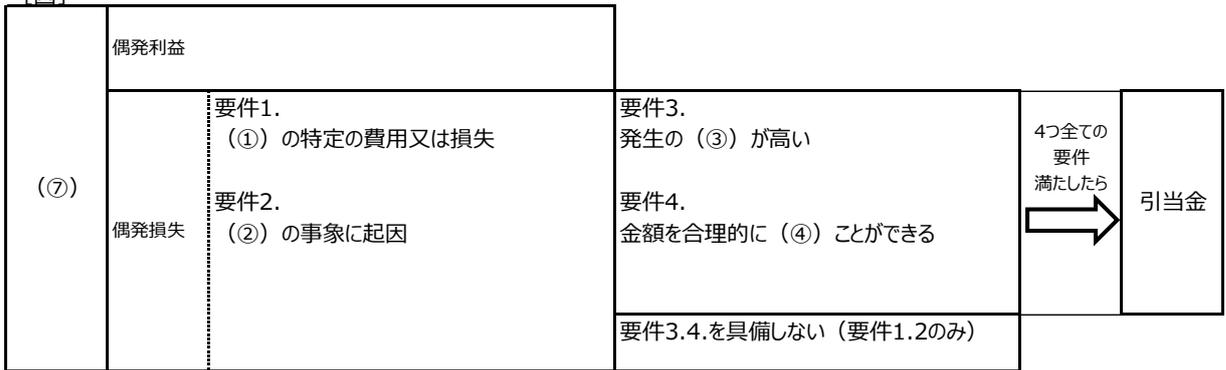
問1)

引当金に関する以下の規定の空欄を埋めるとともに（下記の図が参考となる）、設問の文章について、正しいと思うものには○印を、正しくないと思うものには×印を付し、×印としたものについてはその理由を記述しなさい。

「企業会計原則・同注解」一部抜粋

【注18】 **引当金について**（貸借対照表原則四の（一）のDの1項、（二）のAの3項及びBの2項）
 （①）の特定の費用又は損失であって、その発生が（②）の事象に起因し、発生（③）が高く、かつ、その金額を合理的に（④）ことができる場合には、（⑤）の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は（⑥）に記載するものとする。
 製品保証引当金、（省略）、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。
 発生（③）の低い（⑦）に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

〔図〕



〔設問〕

- (1) 「企業会計原則」は、企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならないと規定しているから、他人の債務保証をなしているとき、場合によって負債性引当金を設けることが必要なことがある。
- (2) 会社は、事務所建物につき火災保険を付ける代わりに、火災が発生したときに生ずる損失に備えて、毎年保険料に相当する金額を当期の費用として引当金に繰入れることとした。この会計処理は認められる。
- (3) 会社は、使用する営業用車両につき、損害保険を付ける代わりに、損害が発生したときに生ずる損失に備えて、毎年保険料に相当する金額を当期の費用として引当金に繰入れることとしたが、こうした会計処理は妥当ではない。
- (4) 取引銀行の依頼により、他の会社のために債務保証をしている場合には、その発生の可能性が高なくても引当金を設定すべきであるという意見は妥当であるとはいえない。

解1)

空欄 語句穴埋め

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

[設問]

	○/×	×の場合、その理由
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		



氏名	
----	--

点数		点/100点
----	--	--------

各論演習 20-2

問1)

星稜食品(株)の次の資料における取引について、仕訳を示しなさい。

(資料)

- ① 金沢にある本社ビルの修繕を当期に行う予定であったが、資金の都合により来年度に延期することにしたため、修繕引当金50,000円を設定した。
- ② 役員賞与の支払見込額にもとづいて役員賞与引当金30,000円を設定した。

解1)

単位：円

①	借方	貸方
②	借方	貸方